

令和6年11月12日

各位

新生東京女子医科大学のための附属足立医療センター病院長選考委員会
委員長 小口 勝司

新生東京女子医科大学のための
暫定附属足立医療センター病院長候補者の選考報告について

新生東京女子医科大学のための暫定附属足立医療センター病院長選任内規第4条第1項（以下、選任内規）に基づき、新生東京女子医科大学のための附属足立医療センター病院長選考委員会（以下、病院長候補者選考委員会）を立ち上げ、慎重に審議した結果等について、以下の通りご報告いたします。

1. 病院長候補者

塩澤 俊一氏（現 足立医療センター外科診療部長 教授・副院長）

※略歴等は別添1参照

2. 審議の経緯

(1) 令和6年10月29日（火）第1回 病院長候補者選考委員会（全員出席）

○選考の基礎となる病院長候補者の要件（後記参照）を確定。

(2) 令和6年11月5日（火）第2回 病院長候補者選考委員会（全員出席）

○各委員の選出母体から推薦された合計2名の病院長候補者を要件等に基づき、慎重に審議した結果、2名を審議対象の候補者として決定。

(3) 令和6年11月12日（火）第3回 病院長候補者選考委員会

（全員出席、うち委任状1名）

○最終候補者によるプレゼンテーションを行い、審議した結果、選考委員の過半数以上の賛成で「塩澤 俊一」氏を病院長候補者として選出。

3. 選考理由

- ・足立医療センターに長年勤務し、病院の理念・基本方針を熟知しており、外科の発展に貢献、移転前後の経営状況も理解していること。
- ・足立医療センターで医療安全部門担当副院長を務め、医療安全管理に精通していることに加え、保険委員会、クリニカルパス委員会の委員長等を務め、リーダーシップを発揮、円滑な病院運営等に寄与していること。また、組織を俯瞰した視座で公平な観点で物事を判断し、組織運営が出来ていること。
- ・人柄が非常に優れており、客観的に判断・行動を行うため、各診療科の医局員だけでなく看護職、医療技術職、事務職等からも慕われていること。

以上のことから、病院長候補者の要件を満たし、附属足立医療センター病院長にふさわしいと判断し、「塩澤 俊一」氏を選考しました。

以上

【附属足立医療センター病院長候補者要件】

病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を備えることが望ましい。

- ① 医療安全の確保、感染対策および診療放射線安全管理のために必要な資質および能力（医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。）を有すること
- ② センターを管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力（センター内外での組織管理経験を含む。）を有すること。ただし、病院長の見解としてセンターを管理運営する上での必要事項が理事会の決定に反する場合には、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会に十分意見を述べるができる者
- ③ センターが掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること
- ④ 本学の理念である、極めて誠実で、慈しみある心を持って、患者、職員、その他のステークホルダーと向き合い、ハラスメントを絶対許さず、高潔であること

【添付資料】

別添1：病院長候補者略歴

別添2：病院長候補者選考委員会委員一覧

別添3：新生東京女子医科大学のための暫定附属足立医療センター病院長選任内規

病院長候補者：塩澤 俊一 氏（満63歳）

■略歴

- 1988年 3月 鳥取大学医学部医学科 卒業
- 1988年 5月 東京女子医科大学附属第二病院外科入局 医療練士臨床研修生
- 1992年 4月 東京女子医科大学附属第二病院外科 助手
- 2004年 6月 東京女子医科大学附属第二病院外科 准講師
- 2005年 10月 東京女子医科大学東医療センター(改称)外科 准講師
- 2006年 4月 東京女子医科大学東医療センター外科 講師
- 2017年 4月 東京女子医科大学東医療センター外科 准教授
- 2019年 4月 東京女子医科大学東医療センター外科 教授・診療部長
- 2021年 1月 東京女子医科大学附属足立医療センター(病院移転・改称)外科 教授・診療部長

■学位

博士（医学）（東京女子医科大学）1998年

■専門分野

消化器外科学，IVR，肝胆膵疾患に対する内視鏡治療，医療安全

■自身の研究テーマ

閉塞性黄疸のビリルビン代謝と胆道感染

以上

病院長候補者選考委員会委員一覧

※敬称略

氏名	現職	選出区分
明石 定子	本院 乳腺外科 教授・基幹分野長	第4条第3項第1号 (本院)病院部長会 (足立)部長会 (八千代)病院部長会議
小川 哲也	附属足立医療センター内科 教授	
須藤 史子※	附属足立医療センター眼科 教授	
近藤 芳子	本院看護部 部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
内田 朋子	附属足立医療センター看護部副部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
伊東 俊雅	附属足立医療センター薬剤部 部長	第4条第3項第3号 医療技術職(管理職以上)
小林 秀夫	附属足立医療センター 事務長	第4条第3項第4号 事務職(管理職以上)
小口 勝司	学校法人昭和大学 理事長	第4条第3項第5号 諮問委員会委員
大川 順子	KDDI(株)、 朝日放送グループホールディングス(株)、 東京電力ホールディングス(株) 社外取締役	第4条第3項第5号 諮問委員会委員
加毛 修	銀座総合法律事務所 弁護士	第4条第3項第6号 諮問委員会推薦学外有識者
宇田川 伸孝	上沼田町会 会長	第4条第3項第6号 諮問委員会推薦学外有識者

※第1回目は塩澤俊一氏が委員として出席したが、第2回目から病院長候補者として審議対象となったため、病院部長会区分委員の次点だった須藤史子氏に交代した。

(趣旨)

第1条 本内規は、附属足立医療センター規程第7条第1項第1項の規定にもとづき、附属足立医療センター(以下「センター」という。)の病院長の選任および解任に関する手続きその他必要な事項について定める。

(任期)

第2条 病院長の任期は2年とし、原則として3期までとする。ただし、本内規にもとづき選任される病院長の任期は、前任者の残任期間(令和7年3月31日まで)とし、任期回数に算入しない。

(選考基準)

第3条 病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 医療安全の確保、感染対策および診療放射線安全管理のために必要な資質および能力(医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。)を有すること
- (2) センターを管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力(センター内外での組織管理経験を含む。)を有すること。ただし、病院長の見解としてセンターを管理運営する上での必要事項が理事会の決定に反する場合には、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会に十分意見を述べることができる者
- (3) センターが掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること
- (4) 本学の理念である、極めて誠実で、慈しみある心を持って、患者、職員、その他のステークホルダーと向き合い、ハラスメントを絶対許さず、高潔であること

2 前項第1号の医療安全管理業務とは、以下のいずれかの業務をいう。

- (1) 医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、診療放射線安全管理者の業務
- (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- (3) 医療安全管理部門における業務
- (4) その他上記に準じる業務

(選考委員会)

第4条 病院長候補者を選出するため、選考委員会をおく。

2 選考委員会は、任期満了により病院長が欠員となる場合には任期が満了する日の3ヶ月前までに、その他の事由により病院長が欠員となった場合には直ちに構成されるものとし、新たな病院長の任命をもって直ちに解散する。

3 選考委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 本院病院部長会、センター部長会および附属八千代医療センター病院部長会議が投票で選出した委員 3名(ただし、選出される委員の内訳は、本院病院部長会の中から1名、センター部長会の中から2名とする。)
- (2) 教員(看護学部・看護専門学校)を含む看護職(管理職以上)が投票で選出した委員 2名(ただし、委員のうち少なくとも1名は、センターに所属する看護職の者の中から選出されなければならない。)
- (3) 医療技術職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名(ただし、委員はセンターに所属する医療技術職の者の中から選出されなければならない。)

- (4) 事務職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名(ただし、委員はセンターに所属する事務職の者の中から選出されなければならない。)
 - (5) 「新生東京女子医科大学のための諮問委員会」(以下「諮問委員会」という。)の委員 2名
 - (6) 諮問委員会が推薦する学外の有識者 1名以上2名以内
- 4 諮問委員会は、前項第6号の推薦にあたっては、あらかじめ第1号から4号までに定める選出母体の意見を聴かなければならない。
 - 5 選考委員会は、学内外より病院長候補者1名を選出するものとする。
 - (1) 選考委員会は、ジェンダーバランスに考慮して構成する。
 - (2) 現任の病院長、理事、監事および評議員は、委員になることができない。
 - 6 委員長は、委員の互選により選任される。
委員長は、副委員長を指名することができる。
 - 7 選考委員会は、学内外より病院長候補者1名を選出するものとする。
 - 8 選考委員会は、委員による推薦または公募により、学内外の有識者を病院長候補とすることができる。
 - 9 前項の選考過程において委員が病院長候補者として審議の対象となった場合には、当該委員は、当該委員の選出区分から新たに選出される委員と交代するものとする。
 - 10 選考委員会は、学内外の有識者に意見を求めることができる。
 - 11 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数の出席をもって、会議を開き、議決をする。この場合において、委任状の提出があったときは、出席とみなす。
 - 12 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 13 選考委員会の事務局は、総務部秘書室とする。

(意見聴取)

- 第5条 前条第7項にもとづき選出された病院長候補者について意見を聴くために病院部長会を開催する。
- 2 委員長は、病院部長会において前条第7項にもとづき選出された病院長候補者の選考過程を報告する。
 - 3 病院部長会は、前条第7項にもとづき選出された病院長候補者の所信を聴いた後、病院部長会の意見として医学部教授会、看護学部教授会および理事会に報告することができる。
 - 4 学長は、教授会において、病院長候補について意見を聴き、選考委員会に報告する。

(選任)

- 第6条 理事会は、第4条第7項にもとづき選出された病院長候補者の選任について審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。
- 2 理事長は、病院長候補者を病院長に任命する。
 - 3 理事会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。
 - 4 学長は、医学部教授会および看護学部教授会において病院長の選任を報告する。

(公表)

- 第7条 理事長は、病院長の選任に際し以下の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 第3条に定める病院長に求める選考基準
 - (2) 第4条に定める選考委員会の委員名簿、委員の選定理由および委員の経歴
 - (3) 病院長の選考結果、選考過程および選考理由

(専任)

- 第8条 前条により任命された病院長が診療部長から選出された場合は、診療部長を退任し病院長の専任となることが望ましい。

(評価)

第9条 病院長は任期満了時に評価を受けるため、任期中の実績をとりまとめ、実績報告書の提出をもって、理事長に報告する。なお、実績報告書の提出時期は、作成指示における締切によるものとする。

2 理事長は、報告内容を検討する際、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

3 理事長は、実績報告書にコメントを付して理事会に報告する。

4 理事会は、理事長によるコメントと併せて評価を行う。

5 前項により評価を受けた病院長が、引き続き次期病院長候補者となった場合、理事会は、前項による評価の結果を次期病院長の選考委員会に意見として提示する。

(解任)

第10条 病院長について、その任期の途中であっても、理事会の理事総数の過半数が、その職責を全うするに相応しくないと判断される意見が理事長に上申された場合、理事長は理事会において病院長の解任について審議しなければならない。また、理事長自らが病院長の職責を全うするに相応しくないと判断した場合も、理事会において審議することができる。

2 理事長は理事会における理事総数の3分の2以上の賛成をもって、病院長を解任する。

(病院長代行および新たに任命される病院長の任期)

第11条 病院長が不在となり、あらかじめ指名した副院長がその職務を代行できない場合、新たに病院長が任命されるまでの間、病院長の職務を代行する者として病院長代行をおく。

2 理事長は、理事会の意見を聴いた上で、理事またはセンターの教授から病院長代行を任命する。

3 病院長代行の任期は、新たに病院長が任命されるまでとする。

4 病院長代行は、センターの管理および運営を円滑に遂行するために、5名を限度として副院長の職務を行う者を指名できる。

5 副院長の職務を行う者の任期は、病院長代行の任期終了をもって終了する。

6 病院長代行をおいた後、新たに任命される病院長の任期は、前任の病院長の任期の残任期間または病院長の所定の任期から病院長代行者の任期を減じたものとする。

(改廃)

第12条 本内規の改廃は、決裁規程に従い、理事会または理事会運営会議の承認を得るものとする。

附 則(令和6年9月27日内規第2409号の16)

1 本内規は、令和6年9月27日から施行し、令和6年12月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和6年10月5日内規第2410号の5)

1 本内規は、令和6年10月5日から施行し、令和6年12月31日限り、その効力を失う。

2 第4条第3項柱書に次のただし書きを加える。

ただし、現任の病院長は、選考委員会の委員となることはできない。

3 第4条第3項第1号から第4号までの解釈については、次のとおりとする。

(1) 選出母体である本院病院部長会、センター部長会および附属八千代医療センター病院部長会議において、投票権を有する者は診療部長(代行者も含むが職位は教授であることを要する。)に限るものとし、選出される委員も同様とする。この場合において、附属八千代医療センターにあっては、診療部長を診療科長と読み替える。

(2) 委員は、選出母体である教員(看護学部・看護専門学校)を含む看護職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

(3) 委員は、選出母体である医療技術職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

(4) 委員は、選出母体である事務職(管理職以上)の中から選出されるものとする。